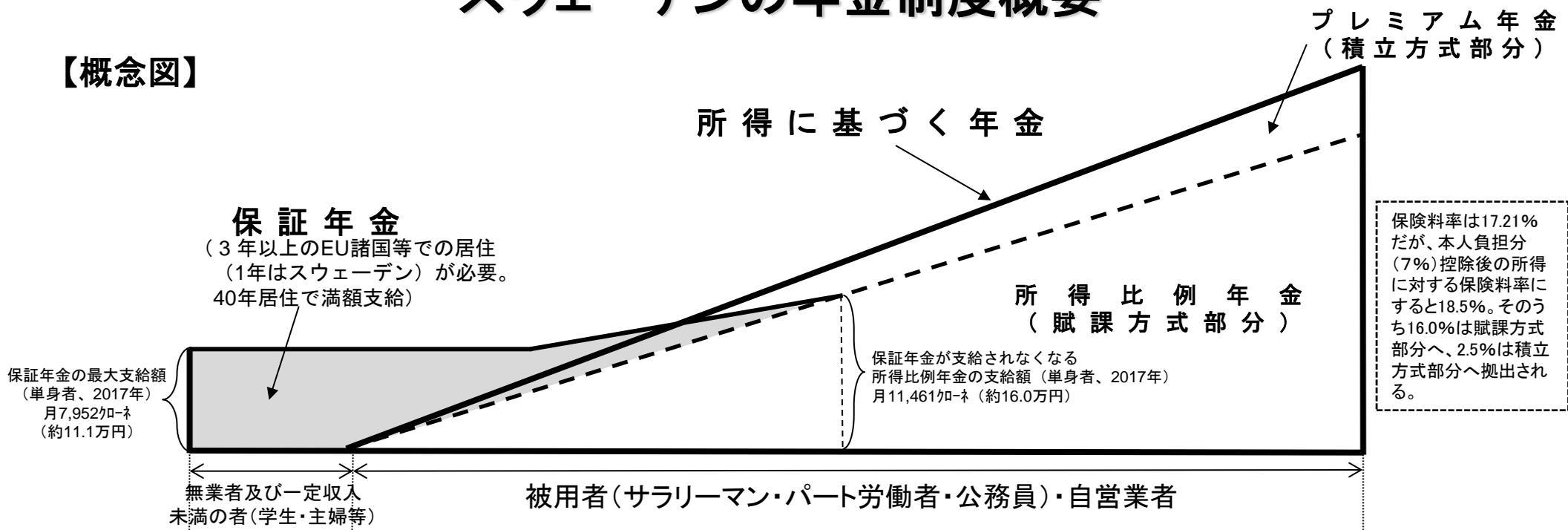


スウェーデンの年金制度概要

【概念図】



【制度の概要】

- 所得に基づく年金は「賦課方式部分」と「積立方式部分」に分かれる
- 低・無年金者に対しては税を財源とする保証年金を支給

- 対象者(2017年末) … 被用者及び自営業者
※ 年間収入が18,950クローネ(約26.5万円)以上の者が対象
- 保険料率(2017年末) … 被用者 : 17.21%(労:7%、使:10.21%)
自営業者: 17.21%
※ 老齢年金とは別に遺族/障害年金の保険料は、事業主及び自営業者のみ負担
- 支給開始年齢(2017年末) … 所得に基づく年金: 61歳以降で受給者が自ら選択
保証年金 : 65歳
- 最低加入期間 … 所得に基づく年金: なし
保証年金 : 3年以上のEU諸国等での居住(1年はスウェーデン)が必要
- 財政方式 … 所得に基づく年金: 賦課方式(プレミアム年金は積立方式)
保証年金 : 税方式
- 国庫負担 … 保証年金部分

※換算レートは2017年12月中に適用された裁定外国為替相場(1クローネ=14円)による。

【給付の構造】

(老齢年金額の算定式)

○所得に基づく年金

①所得比例年金(賦課方式部分(概念上の拠出建て)):(個人納付保険料+みなし運用益^(※1))/除数^(※2)

(※1) 名目所得上昇率を基本とし、受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料を同年齢の被保険者に分配し、管理費を差し引いたもの。
(※2) 退職時の平均余命を基本として、さらに、将来における実質所得の上昇を考慮したもの。

②プレミアム年金(積立方式部分(通常^(※1)の拠出建て)):(個人納付保険料総額+運用益)を保険数理的に計算したもの

※この場合の運用益は実際の運用利回りに受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料からの分配を加え、管理費を差し引いたもの。

○保証年金(単身者) ※EU諸国等に40年居住(1年はスウェーデン)で満額支給

〈所得比例年金の年金額が物価基礎額の1.26倍未満の場合〉

(物価基礎額 × 2.13 - 所得比例年金額) × 居住年数 / 40

〈所得比例年金の年金額が物価基礎額の1.26倍以上、3.07倍未満の場合〉

{物価基礎額 × 0.87 - (所得比例年金額 - 物価基礎額 × 1.26) × 0.48} × 居住年数 / 40

〈所得比例年金の年金額が物価基礎額の3.07倍以上の場合〉

保証年金は支給されない

※ 物価基礎額は、44,800クローネ(約62.7万円)(2017年時点)

【沿革】

1913年	年金保険法制定
1948年	基礎年金制度発足
1960年	付加年金制度発足
1977年	支給開始年齢の引下げ (67歳から65歳へ)
1998年	年金改革法成立 (所得に基づく年金と保証年金の導入)
1999年	年金改革法の施行 (新制度による給付については所得に基づく年金が2001年、保証年金が2003年から開始)

(資料出所) ・ ORANGE REPORT 2016
・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
・ 政府発表資料 ほか